

TMS 健康管理方針

第1条 (目的)

当社は、「TMS 健康宣言」に基づき、社員及び家族の心身の健康保持・増進と健康で快適な職場環境の形成を目的として、健康管理についての方針を定める。

第2条 (体制)

- (1) 当社は、健康管理を推進・実施するため、代表取締役社長を責任者とする健康経営推進チームを組織する。
- (2) 健康経営推進チームは、健康管理に関して年間あるいは中期的な実施計画を定め、衛生委員会等とも連携しつつ、実施計画を推進する。
- (3) 健康経営推進チームは、健康管理の実施状況について、定期的に経営会議に報告する。

第3条 (取組内容)

当社は、社員一人ひとりが心身の健康保持増進に自律的に取り組めるよう、健康づくりを支援する。法令遵守を基本とし、予防医学の見地から、以下の枠組みを体系的かつ包括的に健康管理を実施する。

(1) 0次予防

職場のコミュニケーションの活性化等により、職場の環境を改善に資する取組を推進する。

(2) 1次予防

研修等による社員への健康啓発や予防接種の実施等により、「疾病予防」に資する取組を推進する。

(3) 2次予防

健康診断等の実施徹底や健康診断後の保健指導等により、「疾病の早期発見・早期措置」に資する取組を推進する。

(4) 3次予防

休業と職場復帰制度などの規定や体制の整備等により、「疾病の再発防止・重症化予防」に資する取組を推進する。

第4条 (改廃)

本方針の改廃は取締役社長において決定する。但し、軽微な修正は、健康経営推進チームを管掌する役員にて行うことができる。なお、改廃に際しては経営会議に報告するものとする。

(付則)

本方針は2017年9月1日から実施する。

2017年9月1日 制定